# 自治会長ハンドブック

~自治会向け書式集~



沼津市地域自治課 自治会連合会事務局

R 7年度版



ハンドブックの データを掲載 しています。



各書式のデータを 掲載しています。

## もくじ

自治会活動関係
·自治会役員選任届
·承諾書(自治会役員選任届)2
・ごみ清掃活動計画書3
·汚土清掃活動計画書4
要望関係
·要望書5
・交通安全施設等の設置(補修)要望書6
・交通安全施設等の設置(補修)要望書7
・承諾書(交通安全施設等の設置(補修))8
・交通安全対策に係る規制要望書9
認可地緣団体(法人化自治会)関係
◆法人化するときに必要な書類
·認可申請書IO
·規約作成例
·議事録作成例16
◆認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例に必要な書類
・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書18
・申請不動産の登記移転等に係る異議申出書19
◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類
·告示事項変更届出書20
·承諾書(告示事項変更届出書関係)21
·証明書交付請求書22
·規約変更認可申請書23
·認可地緣団体印鑑登録申請書24
·認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書25
·認可地緣団体印鑑登録廃止申請書26



各書式のデータを掲 載しています。



ハンドブックの データを掲載 しています。

## 自治会役員選任届

組	数	組	世帯数	ζ		世帯		人	数		人
	年度	自治会役員(	任期:	年4月1	1日~	年	— 3月:	31 日)	(%		. 1 時点)
	フリカ゛ナ			性別				住 月	F .		
自	氏 名				〒410- 沼津市						
治		生年月日	∃		加井市		電話	番号			
会長	昭 和			優先 1	Tel:				携帯・		
	• 平 成	年	月 日	優先 2	Tel:				その他( 携帯・	自宅・勤	
	フリカ・ナ			127.12	1111	住	所 ・	電話	その他 ( 番 号		)
				沼津市	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••						••••••
	氏 名			Tel:							
	フリカ゛ナ					住	所・	電話	番号		
	氏 名			沼津市							
	77 1			Tel:							
	フリカ゛ナ			) T ) to to		住	所・	電話	番号	•	
副	氏 名			沼津市							
会	₩11.1×1			Tel:		/h	ar.	<b>柔</b> ギ	σř. Π		
長	フリカ゛ナ			沼津市		住	所•	電話	番 号	•	
	氏 名			Tel:							
	フリカ゛ナ			IEL .		住	所・	電 話	番号		
	T 6			沼津市		•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••		••••••		••••••	••••••
	氏 名			Tel:							
	フリカ゛ナ					住	所・	電話	番号		
	氏 名			沼津市							
				Tel:		/ <del>}</del> -	art	<b>#</b> #	<b>₩</b> . □		
会	フリカ゛ナ			沼津市		住	PT ·	電話	番 号	•	
計	氏 名			Tel:							
上言	己のとおり		のでお届け								
		こ記載されてい		については	は、公益上	の必要	から暃	曼小限σ	範囲に	おいて	利用又に
		とに同意します						令 和	年	月	日
沼沼		市長	様								
1111=	E 114 12 112 2	コゲロムムス	IST	年度白河	冶会長	氏 名					(AT)

## 承諾書(自治会役員選任届)

(別紙2)
-------

### 承 諾 書

私は、沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないことを確約し、 自治会長になることを承諾いたします。

また、当該届出について必要な場合には、静岡県警察本部に照会することを承諾いたします。

沼 津 市 長 様 沼津市自治会連合会会長 様

年 月 日

\_\_\_\_\_\_自治会 会長

 (フリカ・ナ)

 氏
 名

 (自署 または 記名押印 )

## ごみ清掃活動計画書

											Z	み	専 用
			ごみ	清	掃	活	動	計	画	書		ı	
			(住み	よい沼	津をつ	くる	市民運	動実足	<b></b>	<b>h</b> )			리
Į.	3以	下の項目にチ	ェック後、記	計画書を	提出して	こくた	きさい。						
₽.	] ごっ	不明な点があ	りましたら、	事務局	(地域自	自治誤	≹: <b>25</b> 93	34–471	6) ま	でご連続	絡くだ	さい。	
V	計画	画書の提出は	、FAX またに	は、メール	レでも可	『能で	す。FAX	934-2	2582	<b>™</b> chi	iki@ci	ty. numa	zu. lg. jp
【言	十画	Ţ <b>-</b>								<b>V</b> F	エック	ל	
	1		日前までに、 日前までに、 日前までに、										
	2		実施する場合								<b>」</b> 側溝清	掃はし	ない
											提出済		
	3	<u> </u>	場所は4 t i										
	4		場所の地図 はできるだけ少				かるも	の)を	添付		(	箇月	折)
[3	<b>と施】</b>	※来復場が18   ※下記の事					きません	ので、	ご注意		! \J	!	
•									, , , ,		エック		
	1	ごみの種類	ごとに分別	し、沼津	市指定。	ごみ袋	とに入れ	る					
	2	木や枝は、	50 cm位の長	さにし、	ひもで	東ねる	るか、こ	み袋に	入れる	5 🗆			
	3	手首の太さ	以上の木や	技は、直	径を5で	s ml	大下にす	る					
	4		電・家具・			用浮き	きなどの	不法投	棄物や	<u>ا</u> ا			
			<b>不可能なの</b> については、そ			こ、投	棄されてし	いる土地・	や施設の	D			
		管理者に連	絡し対応を依頼	頁してくだ	さい。				. "Спл				
	5		まで、数日										
	6		らない。 の場合は実力					必ず雷	話筌で	\$			
	ס		さい(地域自										
<b>+</b>	セ症	団 体 名											
天	心也	四 14 石							<b>郭天中</b> 」	ıL			
実		施 日	年	月 日	(	時~	時)	) I — · ·		ェ の延期	∃⇒	月	日
毎	月実	施する場合	⇒ 毎月第	週	曜日	(	時~	時)	) ま	たは別	紙のと	おり	
参	加音	予定人数				人业	必要な沼	津市指	定ごみ	▶袋枚数	t		枚
実	施	内容	□ごみ拾い	<b>、 □草</b> 耳	区り		その他(					)	
		ものに <b>☑</b> チェック ださい	□公園のみ				□海岸		□保領	安林の湯	請掃・፟	整備	
~		1500					空き缶		然物	フ <sup>°</sup> ラス		埋立	ごみ
処	理	予定	① ごみの5	₽期収集日	15	3	空きビン	草	• 木	t* =-	り類		
該	当 村	闌に〇を	ステーシ	ョンに出	す								
記。	入し	て下さい	② 市に特別	収集を依	頼する								
			③ 実施団体										
ì	重	絡先	団体住所		市								
	_		担当者氏名							電話			
ΗĪ	የ መ	年 とおり活動を		日 で提出し	<b>≢</b> ₫		市	記力	欄		市訂	己入欄(地	区コード)
<u>—</u> п		_ 00 //U <i>3</i> 0 C	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 1/2111 0	ا ، ، ،	収 身	人 禄 地	農林	水点	産河 .	Ш		

## 汚土清掃活動計画書

### 汚土専用(令和7年度版)

## 汚土清掃活動計画書

		(住みよい沼	3津をつくる	市民運動実践活動	<b>ከ</b> )	
	の項目にチェッ					
				果: ☎ 934-4716)ま す。FAX 934-2582 □		
<b>V</b>		N & 7.1&, 7		9 0 1 AN 304 2002		cy. Humazu. 1g. jp
_					<b>☑</b> チェッ	<u></u>
1			及び地図を地	域自治課に提出		
2	12 月~2 月は <b>3</b> ※道路に上げた汚	<b>≷施しません</b> 土の凍結に伴う事	数を防止するたと	め	□12月~	2月以外の実施
3	集積場所の地図	図を添付				
4	効率よく収集で	できるよう、集種	漬場所はでき	る限りまとめている		箇所)
5	集積場所は、サ					
6				られた週の実施計画 nる場合があります		
7	収集は、翌週中 ※ <b>月曜日の収集は</b>	¬となることに	了承します			
8				cいことに了承します		
9				除いてください		
10	※ <b>多量に草葉が混</b> 草・木、空きオ				□汚土収	<u></u> 集のみ
	<ul><li>→ 「ごみ清掃活</li></ul>				□提出済	
11	収集業者から遺	 車絡先へと連絡~	する場合があ	ることに了承します		
12	令和7年度の計	画であることを	を確認しまし	t.		
					•	
実	施団体名					
実	施 日	令和 年 月	日( 時~		延期日 ⇒	月 日
毎月	実施する場合	⇒毎月第 i または、別約	周 曜日 ( 紙のとおり	時~ 時)		
参	加予定人数		人	実施範囲	別添地	也図のとおり
実	施内容					
連	絡 先	団 体 住 所 担当者氏名		電話		
	年 月		113 3-3			市記入欄(地区コード)
上記0	りとおり活動を行	Ţいますので提出	出します。			

- ●蓋上げ器具 (フタトール) が必要な場合 ⇒ **建設部道路管理課 (電話 934-4789 )**
- ●蚊等衛生害虫の駆除剤が必要な場合 ⇒ クリーンセンター管理課 (電話 933-0711 )

## 要望書

年 月 日

沼津市長 様

自治会名 申請者 自治会長住所 自治会長氏名 (電話番号)

### 要望書

本自治会において、下記のとおり改善の必要が生じたため、関係書類を添えて対応を要望いたします。

記

- 1 要望事項
- 2 要望理由
- 3 場 所
- 4 添付書類・位置図(または地図の写し)
  - ・現状写真
- 5 その他

## 交通安全施設等の設置(補修)要望書 (沼津市宛て)

沼 津 市 長	様					
			地区			自治 -
		自 浴	会 長			
				TEL	_	
		照会•	問い合わせ	先		
				TEL	_	
1. 要 望 施 設 名	※要望する	記 施設の番号に	○をつけて	こください	() <sub>0</sub>	
	(カーブミラー)	2	標識(通			票識
	訓のないもの 例					****
			- (141)			
	とびだし注意、ス	ピード落とせ	. 1世)			
	とびだし注意、ス	ピード落とせ	· 他) グリーン·	ベルト		
4 路面標示(	とびだし注意、ス			ベルト		)
4路面標示(2)5カラー舗装7その他(	とびだし注意、ス 別添位置図・ ゼンリン地図 補修を要望す 管理番号( ※既設カーブ あります。	現場写真によ 北部 ・ F る既設カーブ	グリーン る <b>※</b> 原則 南部( ミラーを修 )	l添付 ) ぺー 変理するも	易合	
4 路面標示(2 5 カラー舗装 7 その他( 2. 要望箇所	別添位置図・ ゼンリン地図 補修を要望す 管理番号( ※既設カーブ	現場写真によ 北部 ・ F る既設カーブ	グリーン る <b>※</b> 原則 南部( ミラーを修 )	l添付 ) ぺー 変理するも	易合	
4路面標示(2)5カラー舗装7その他(	別添位置図・ ゼンリン地図 補修を要望す 管理番号( ※既設カーブ	現場写真によ 北部 ・ F る既設カーブ	グリーン る <b>※</b> 原則 南部( ミラーを修 )	l添付 ) ぺー 変理するも	易合	

## 交通安全施設等の設置(補修)要望書 (静岡県沼津土木事務所長宛て)

【様式2】	No.
	年 月 日
沼津土木事務所長 様	
	自 治 会 長
	TEL – –
	照会・問い合わせ先 TEL
	TEE
交通安全施設	等の設置(補修)要望書
当自治会においては 下記に上	り交通安全施設の整備を願いたく要望します。
当日旧去にわいては、「配によ	グス
	記
1 两切版 凯夕 ※ 两	望する施設の番号に○をつけてください。
1	
2 区画線 (規制のないもの 例	
3 路面標示(とびだし注意、ス	(ピード落とせ 他)
4 カラー舗装	5 グリーンベルト
6 その他 (	)
2. 要望簡所 別添位置	図、租担写真による ※原則添け
	図・現場写真による ※原則添付 地図 北部 ・ 南部( ) ページ
3. 要望理由	
※ 標識等を民地に設置する場合	は、承諾書が必要となります。

## 承諾書(交通安全施設等の設置(補修)) (沼津市宛て)

	承	諾	書			
沼 津 市 長	様			年	月	日
			所 沼津市 <u>.</u> 名			
下記土地(別添位	置図)に交通領	安全施設な	を設置するこ	ことを承言	若いたし	ます。
		記				
1. 施設を設置する	土地の所在					
沼津市_						
<ol> <li>施設名称</li> <li>※ 要望する施</li> </ol>	設の番号に○	をつけてく	ください。			
	1 道路反射 2 通学路案		ブミラー)			
	3 その他 (		)			

## 交通安全対策に係る規制要望書 (沼津警察署長宛て)

					No	Ο.	
				4	丰	月	日
沼津警察署長 様			地区			白	治会
	<u></u>		FEA_			¤	伯云
	自	治	会				
	<b>177</b>		TI Abb		-	_	_
	無	会・問い	古りせき TI		_	_	
	交通安全対策に	係る規制	要望書				
<b>当白海今において</b>	け 下記のしむりま	五切 〕 士寸	ーのでき	*	トノゼ	ナル	ヒナトに
当目信会において お願いいたします。	は、下記のとおり	受望しよう	0) (*)	- (快下	「く /こ	2018	より より
わ願いいたしまり。							
	=	記					
1. 要望種別	※ いずれか	に○をつ	けてく	ださい	ر / <sub>0</sub>		
新設	移設	補	甫修			廃」	Ŀ
2. 要望規制	※ 要望する旅	施設の番号	号に○を	つけ	ナてく	ださい	· \_
2. 要望規制	<ul><li>※ 要望するが</li><li>2 横断歩道</li></ul>		#に○を 3	1	ってく 持停止		, <b>\</b> <sub>0</sub>
	T T	<b></b>		一時	持停止		
1 信号機	2 横断歩道	<b></b>	3	一時	持停止	-	
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の	2横断歩道5駐車禁止8その他要望についてはピー	道 上 ( -ク時の人	3 6 数を記	一時 一力 載し	持停业 が通行 てく	: f規制 ださい	)
1信号機4速度規制7時間規制	2横断歩道5駐車禁止8その他要望についてはピー	道 上 ( -ク時の人	3 6 数を記	一時 一力 載し	持停业 が通行 てく	: f規制 ださい	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の 歩行者全体(	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(	É と ( -ク時の人 人	3 6 数を記 ) 子	一時一力載し	時停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(       別添位置図・野	を ( - ク時の人 人 見場写真に	3 6 数を記 ) 子	一時 一力 載し 供(	持停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の 歩行者全体(	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(	を ( - ク時の人 人 見場写真に	3 6 数を記 ) 子	一時 一力 載し 供(	持停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の 歩行者全体(	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(       別添位置図・野	を ( - ク時の人 人 見場写真に	3 6 数を記 ) 子	一時 一力 載し 供(	持停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の 歩行者全体(3. 要望箇所	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(       別添位置図・野	を ( - ク時の人 人 見場写真に	3 6 数を記 ) 子	一時 一力 載し 供(	持停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の 歩行者全体(3. 要望箇所	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(       別添位置図・野	を ( - ク時の人 人 見場写真に	3 6 数を記 ) 子	一時 一力 載し 供(	持停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)
1信号機4速度規制7時間規制※横断歩道の 歩行者全体(3. 要望箇所	2 横断歩道       5 駐車禁止       8 その他       要望についてはピー人) 大人(       別添位置図・野	を ( - ク時の人 人 見場写真に	3 6 数を記 ) 子	一時 一力 載し 供(	持停业 万通行 てく	: f規制 ださい 人)	)

### 認可申請書

#### 様式第1号

年 月 日

沼津市長 あて

認可を受けようとする地縁による団体の 名称及び主たる事務所の所在地 名 称 所在地

代表者の氏名及び住所 氏名 住 所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する 権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1. 規約
- 2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3. 構成員の名簿
- 4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6. 申請者が代表者であることを証する書類

### 規約作成例

#### 規 約

標準的な規約例ですので、参考にしてください。

#### ○○自治会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、○○自治会という。

(区 域)

第2条 この会の区域は、沼津市○○町××番地から××番地の区域とする。

(事務所)

第3条 この会の主たる事務所は、沼津市〇〇町××番地、〇〇町公会堂に置く。

(目 的)

- 第4条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合って地域の諸問題にともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として次の事業を行う。
  - (1) 会員相互の連絡に関すること。
  - (2) 美化、清掃等の区域内の生活環境の改善及び向上に関すること。
  - (3) 区域内の防災、防犯、交通安全等の住民生活の安全確保に関すること。
  - (4) 会員相互の福祉、保健及び健康の増進に関すること。
  - (5) 自治会連合会、地区連合自治会及び他自治会との連絡、協調に関すること。
  - (6) その他目的達成のために必要なこと。

#### 第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

- 第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。
- 2 前項に該当しない個人若しくは法人又は団体にあっては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。
- 3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 (入会金及び会費等)
- 第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入 会)

- 第7条 この会に入会しようとする者は、組長等を経由して会の代表者(以下「会長」という。)に所定の 様式をもって届け出るものとする。
- 2 前項の届け出があっても、正当なる理由がある場合は、これを拒むことができるものとする。
- 3 新たに区域内に住所を有することとなった個人に対し、会長及び組長等は、会の目的、規約(会則)等を説明し、入会の案内を行うものとする。

(退 会)

- 第8条 会員及び賛助会員(以下「会員等」という。)が退会しようとするときは会長に届け出なければならない。
- 2 会員等が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
  - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

### 規約作成例\_②

(資格停止)

- 第9条 会長は、会員等が次の各号の一に該当するときは、役員会に諮り、一定の期間その資格を停止できるものとする。
  - (1) 会費又は賛助会費を長期にわたり滞納したとき。
  - (2) 会員等としての著しい義務違反等があったとき。

(拠出金品の不返還)

第10条 退会及び資格停止の会員等が既に納入した入会金、会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、 返還しない。

第3章 役員等

(役 員)

- 第11条 この会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1人
  - (2) 副会長 〇人
  - (3) 会 計 〇人
  - (4) 庶 務 〇人
  - (5) 監事 〇人
  - (6) 〇〇〇 〇人

(役員の選任)

- 第12条 役員の選任は、総会において別に定めるところによる選出により、総会の議決を経て行う。
- 2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4 庶務は、この会の会計事務以外の事務を処理する。
- 5 監事は、次の業務を行う。
  - (1) この会の会計、資産の状況及び会長の業務執行状況を監査する。
  - (2) 会計、資産の状況及び役員の業務執行状況についての不正の事実を発見したときは、総会において報告する。
  - (3) 前号の報告を行うのに必要があるときは、役員会及び総会の招集を請求する。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠損が生じたときは、第12条に定めるところにより補充することができる。補充された役員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第8条第2項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任したとき又は任期満了の場合 においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第15条 役員が次の各号の一に該当すると認められるときは、総会の議決によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障等により職務の遂行に堪えないと認めるとき。
  - (2) 役員たるに適しない非行、不法行為又は職務上の義務違反があったとき。

(顧問及び相談役)

- 第16条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、役員会の選出により総会の同意を得、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

### 規約作成例 ③

(役員の報酬等)

第17条 会長は、役員に対して総会の議決を得て、別に定める額の報酬等を支給することができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第18条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 役員会は、監査を除く役員をもって構成する。ただし、会長が指名し、役員会の同意を得た関係者を 参加させることができる。

(議決事項)

- 第20条 総会は、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 重要な契約及び重要な負担行為に関すること。
  - (4) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(総 会)

- 第21条 通常総会は、毎年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監査から会議の目的たる 事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第22条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(会議の招集)

- 第23条 総会及び役員会は、会長が招集する。
- 2 会長は、第21条第2項の規定による請求があったときは、それから30日以内に臨時総会を、前条の規定による請求があったときは、20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 総会及び役員会を招集する場合、会長は会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び会場等を記載した文書をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、 緊急の場合この限りではない。

(会議の議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。
- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会にあっては総会員の、役員会にあっては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第26条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか出席会員の過半数をもって決する。
- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
- 3 会議の表決において、可否同数の時は、議長がこれを決する。 (書面議決)
- 第27条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項に

### 規約作成例 ④

ついて、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決)

- 第28条 前条の会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について前条の規定による書面による表決 に代えて、電磁的方法(電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、 情報をディスク等きろくして、当該ディスク等を交付する方法等)により表決をすることができる。 (議事録)
- 第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員又は役員の現在数
  - (3) 会議に出席した会員の数、又は役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
  - (4) 開催目的及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 地域組織等との協力

(地域組織等との協力)

第30条 この会は、地域における子ども会その他区域内の連携、親睦等を図るための諸組織又は各種行政委員等との協力を通じて、第4条に定める目的に努めるものとする。

(連合組織)

第31条 この会は、区域を越える広域的問題等に対処するため自治会連合会及び地区連合自治会に参加して、連絡調整を行う。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第32条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 別に定める財産目録記載の資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金及び寄付物品
  - (4) 事業活動に伴う収入
  - (5) 資産から生ずる収入
  - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第33条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。
- 2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。 (経費の支弁)
- 第34条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 この会の事業計画及び収支予算は第20条による。これを変更する場合も同様とする。ただし、 軽微な変更については、この限りでない。
- 2 第1項の規定にかかわらず予算の成立前の執行については、会長は、役員会の承認を得て、前年度予算と同額以下の暫定予算を定め、これを執行することができる。
- 3 前項の暫定予算は、総会において報告し、当該事業年度の予算が成立したときその効力を失うものと

### 規約作成例 ⑤

又は債務の負担とみなすこととする。

(事業報告及び収支決算)

第36条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに、 監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第37条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

- 第39条 この会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。 (残余財産の処分)
- 第40条 この会の解散のとき有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、その会と類似する目的を有する団体に寄与すること等をもって処分を決定する。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

- 第41条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿等を備え付けて置かなければならない。
  - (1) 規約
  - (2) 会員名簿及び賛助会員名簿
  - (3) 役員に関する書類
  - (4) 認可及び登記に関する書類
  - (5) 総会及び役員会の議事録
  - (6) 資産台帳
  - (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
  - (9) その他必要な書類及び帳簿

(委 任)

第42条 この規約の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 ○○○自治会規約(○年○月○日議決)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の施行以後最初に選任される役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、○年○月○日までとする。
- 4 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 5 この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、認可のあった日から〇年3月31日までとする。

### 議事録作成例

(認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類)

○○自治会○○総会議事録	$\bigcirc\bigcirc$	自治会	○○終	議会網	事録
--------------	--------------------	-----	-----	-----	----

- 1 日 時 ○年○月○日 (△曜日) ××時
- 2 場 所 沼津市○○町××番地 ○○町公会堂集会室
- 3 出席者 自治会員○名中○名(内委任状出席者○名)

定刻にいたり、規約第〇条の規定により $\triangle$ A $\triangle$ Aが議長となり、規約第〇〇条に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員 2名を選出して議事に入った。

会員 O O O O O O

#### 4 議 案

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の規定による○○町自治会法人化に関する認可申請について
- (2) ○○自治会規約の制定(決定)について
- (3) ○○自治会の会員の確定について
- (4) 自治会長等役員の選出について
- (5) 自治会の保有資産の確定について

#### 5 議 事

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の規定による〇〇町自治会法人化に関する認可申請について
  - (例) 異議なく承認された。
- (2) ○○自治会規約の制定(決定)について
  - (例) 原案のとおり異議なく承認された。

## 議事録作成例\_②

(認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類)

(3)	
	○○自治会の会員の確定について
	(例) 構成員名簿のとおり確定した。
(4)	自治会長等役員の選出について
	(例) △△△△を代表者として確定し、他の役員を役員名簿のとおり した。
(5)	自治会の保有資産の確定について
	(例) 財産目録のとおり確定した。
(6)	について
-	上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣言し解散し D議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が
	祭印する。
	○年○月○日
	○年○月○日 議事録署名人
	<ul><li>○年○月○日</li><li>議事録署名人</li><li>沼津市○○町××番地</li></ul>
	<ul><li>○年○月○日</li><li>議事録署名人</li><li>沼津市○○町××番地</li><li>△ △ △ △</li></ul>
	<ul><li>○年○月○日</li><li>議事録署名人</li><li>沼津市○○町××番地</li><li>△ △ △ △</li></ul>
	<ul><li>○年○月○日</li><li>議事録署名人</li><li>沼津市○○町××番地</li><li>△ △ △ △</li><li>沼津市○○町××番地</li></ul>

○○町自治会△△総会議長

沼津市〇〇町××番地

印

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に必要な書類 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

年 月 日

沼津市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 1 申請不動産に関する事項
  - 建物

名	称	延	床	面	積	所	在	地	

土地

地目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項 氏名又は名称

住 所

#### (別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書及び公図
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に必要な書類 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

年 月 日

沼津市長あて

異議を述べる者の氏名及び住所 氏 名 住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

- 1 公告に関する事項
  - (1)申請を行った認可地縁団体の名称
  - (2)申請不動産に関する事項
- 建物

2	孙	<b>些</b> 水 姐 槓	別 往 地
· 土地			
地	目	面積	所 在 地
	·		

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(3)公告期間

- 2 異議を述べる登記関係者等の別
  - □ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
  - □ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
  - □ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 3 異議の内容(異議を述べる理由等)

(別添書類)

- □ 申請不動産の登記事項証明書及び公図
- □ 住民票の写し
- □ その他の市町村長が必要と認める書類(

(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑に するため認可地縁団体に通知されます。

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類 告示事項変更届出書

様式第3号

年 月 日

沼津市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる 事務所の所在地

名 称

所在地 沼津市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 沼津市

#### 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の 規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ま す。

記

- 1. 変更があった事項及びその内容
- 2. 変更の年月日
- 3. 変更の理由

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類 承諾書(告示事項変更届出書関係)

承 諾 書

自治会の代表者となることを承諾 いたします。

年 月 日

住 所 沼津市

氏 名

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類 証明書交付請求書

様式第	2	무	(第	21	条関係)

年 月 日

沼津市長 あて

住 所

氏 名

#### 証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を次のとおり請求します。

請求に係る団体の名称

請求に係る団体の主たる事務所の所在地

証 明 書 通

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類 規約変更認可申請書

様式第4号

年 月 日

沼津市長 あて

地縁による団体の名称及び 主たる事務所の所在地 名 称

所在地 沼津市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 沼津市

#### 規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添 書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類認可地縁団体印鑑登録申請書

第1号様式(第3条関係)					年	月	日
(あて先)沼津市長							
	申請者	住	所				
		氏	名				
認可地緣	<b>录</b> 団体	印鑑登	録申請	書			
沼津市認可地縁団体の印鑑の登録 次のとおり認可地縁団体印鑑の登録				規則第3条	第1項	の規定に	こより
		記					
	認可	可地縁団	団体の				
登録をしようとする	名		称				
認可地縁団体印鑑		可地縁回					
		たる事系 在					
		資					
	表	氏	名			Ø	
	者	生年	月日				
	等	住	所				

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

第3	号様式	(第 7	条関係)

年 月 日

(あて先) 沼津市長

住 所

申請者

氏 名

認可地緣団体印鑑登録証明書交付申請書

沼津市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する規則第7条第1項の規定により 次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

記

地緣	录 団	体	印	鑑

認可名	可地縁団体	本の 称	
	可地縁団体 たる事務所 在		
代	資	格	
表者	氏	名	
等	生年月	日	
申	請校	数	

◆代表者(自治会長)、事務所所在地の変更などに必要な書類 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

第5号様式(第9条関係)	年 月 日
(あて先)沼津市長	
	住 所 申請者
	氏 名
認可地緣	团体印鑑登録廃止申請書
沼津市認可地縁団体の印鑑の登録 規定により、次のとおり認可地縁団	及び証明に関する規則第9条第1項及び第2項の 体印鑑の登録の廃止を申請します。 記
廃止しようとする	認可地縁団体の 名 称
認可地緣団体印鑑	認可地縁団体の主たる事務所の
	所 在 地
	資 格 代
	表 氏 名
	等 生 年 月 日

#### 自治会長ハンドブック~参考様式集~(R7年度版)

#### 作成:

〒410-8601

沼津市御幸町 16 番1号

沼津市役所地域自治課(市役所2階`

TFI: 055-934-4716 / FAX: 055-934-2582

Email:chiiki@city.numazu.lg.jp

修正: 令和7年3月31日



ハンドブックの データを掲載 しています。

